

五 ハカン・ペクチャニテス*

トルコ強制執行法・開始手続

出口雅久** (訳)

I. はじめに

トルコ民事訴訟法典は、その本質的な特徴からして1927年にスイス・ノイエンプルク州から継受されたものである。もっとも、若干の規定はドイツおよびフランスに由来するものである。同様に、トルコ強制執行・破産法典は、スイスから継受されたものであり、1929年に現行トルコ法となったものである。しかし、その継受以来、トルコ強制執行・破産法典は、数多くの改正を経たため、多くの点においてその独自の途を歩んできた。

司法権を司る国家の役割は、社会生活に関する義務、規則を策定するばかりではなく、社会的および法的平和の保護を保障することにある。国家は、国家によって定立された法規の適用を可能にし、それによって、修復されたバランスを保持し、法秩序および平和を存続させる役割も担っている。

当事者の権利が認められない場合や、侵害される場合には、当事者は、まずはじめに自己に有利な裁判を確保し、自己の権利の保護ならびに自己の権利の侵害を排除してもらうように、事物管轄および土地管轄を有する裁判所に申し立てなければならぬ。もし不当にも当該当事者が判決から求められたことを実行しない場合には、かかる権利は強制的に実現されることが保障されていなければならない。権利の強制的な実現は、国家機関によってのみ行われうるものであり、自力救済は通常は許されないからである。

トルコの法典体系は、強制執行の二つの基本形態を提示している。すなわち、個別執行（強制執行手続）と全体執行（破産手続）がこれである。

強制執行手続においては、債務者に対して、一人または複数の債権者が対置しており、債務者財産の一つはまたは複数の物が強制執行の対象物を構成する。債権者

* ハカン・ペクチャニテス トルコ・ガラタサライ大学法学部教授

** でぐち・まさひさ 立命館大学法学部教授

は、債務者に対して手続を行うが、強制執行が最終的に終結すると、請求に対して債務者財産の十分な部分が差し押さえられ、売却される。そして、その売得金から債権者の請求権が満足される。強制執行を経て金銭が剰余した場合には、債務者に返還される。かかる手段を欲するすべての債権者は、すべての債務者に対して、かかる執行手続（Vollstreckungsprozedere）を開始することができる。しかしながら、個別執行法も、その特殊性によってさらに細分化されている。

判決に基づく執行と並んで、トルコ法は判決を経ない執行も定めている。もっとも、これはもっぱら金銭債権または担保債権に限定されている。この方法によれば、債権者は、その債権を裁判手続において確定させる必要はないが、自己に有利な結果になるように判決を入手する必要がある。むしろ、債権者は、債務者に対する執行を開始するためには、直接的に執行庁（Betreibungsamt）に出向くことができる。それどころか、債権者は書証さえも所持している必要はない。しかし、このような事案で執行を成功裏に終了させるには、債務者が執行に異議申し立てをしてはならない。したがって、裁判所の判決を経ない三つの執行の形式が存在する。すなわち、

- * 一般的な差押え（トルコ民事訴訟法46条乃至144条）
- * 手形特別差押え（トルコ民事訴訟法167条乃至176条）
- * 賃貸不動産の明渡し（トルコ民事訴訟法269条乃至275条）

本稿では、裁判所の判決を経ない執行の領域からは一般的な差押えと執行の開始について詳細に検討したい。

II. 執行開始手続

執行手続全体は、機能的な観点と同様に形式的な観点からも二つの主要な章に分かれている。

- * 執行開始手続
- * 本来の執行手続

手続開始においては、まずはじめに主張された請求権の執行可能性が解明されるべきである。これより債務執行は継続する。債務者の財産価値は、必要な限りにおいて、職権によって差押えられ、換金される。その売得金から債権者の債権が支払われる。

執行開始手続は、それによれば、四つの段階から構成される。

- * 債権者の執行要求（トルコ民事訴訟法58条）

* 執行庁による支払命令の発令 (トルコ民事訴訟法61条)

* 債務者の執行異議 (Rechtsvorschlag) (トルコ民事訴訟法62条)

* 裁判官による執行開始 (Rechtsöffnung) (トルコ民事訴訟法67条)

債務者が執行異議の訴えを提起せず、または、裁判官が執行開始によってその効果を最終的に排除したことを確定するや否や、執行開始手続は終了する。その後、本来の執行が開始される。それに続いて手続は特別の執行方法の一つでさらに行われる。すなわち、差押え、差押物の換価または破産手続によってである。

債務執行とは、金銭債権のためには場合によっては判決手続を省略する判決を経ない強制執行としての簡易な執行手続である。

A. 強制執行申立て (トルコ民事訴訟法58条)

強制執行は決して職権によって行われることはない。民事司法一般におけるのと同様に、そのためには権利請求権者による誘因が必要となる。債権者またはその代理人は、強制執行を開始することを執行庁に申し立てなければならない。金銭執行について訴訟を提起する代わりに、債権者は執行庁に強制執行申立てでもって直接的に債務執行を開始することができる。その金銭執行が債権証書によって証明されるか否かは重要ではない。

強制執行申立ては、書面または口頭で執行庁に申し立てることができる。法人が問題となる場合には、通常の執行場所は債務者の住所または居所となる。

その際には以下のようなことを申し立てる必要がある。

1. 債権者および代理人の氏名および住所地、ならびに、債権者が外国に居住している場合には、債権者がトルコで選択した住所地。表示を欠いている場合には、住所地が執行庁の管轄地と推定される。
2. 債務者の氏名および住所地。
3. 法定のトルコ通貨における債権額、利息付債権、何時から利息が要求されているかの利息の進行および期日。外国通貨での債権の換算は債権者の事項である。すなわち、債権者は、かかる債権の時価をトルコ・リラで授受しなければならない。その際、合意された支払日または事実上の支払日における換算相場が妥当する。かかる換算を行う債権者は、後に変更された換算相場のために事後的に損害賠償請求を主張することはできない。トルコ・リラで換算ができない場合には、債務者は、かかる状況に対していつでも抗告することができる。執行官は、これを職権で斟酌しなければならない。さらに、債権証書およびその期日が表示されなければならない。たとえば、契約、手形、

計算書などである。

4. 債権証書およびその期日；かかる債権の理由がない場合。
5. いかなる執行の手段が選択されるかの表示。

B. 支払命令（トルコ民事訴訟法60条）

完全な強制執行申立てを受理した後に、執行庁はいかなる実体的な審査も経ずに債務者に対して支払命令を発令する。ここでは、専ら形式的な強制執行申立てが存在するか否かが審査されなければならない。支払命令の発令は、最初の執行庁の執行法上の処分を意味する。これは、債権者の支払申立てについて意見表明をすることを債務者に要求することを目的とする。したがって、支払命令は強制執行の基礎を形成する。すなわち、これは送達によって開始される。効力のある支払命令を経ないで行われるようなその他の執行行為は無効となり、したがって、職権で取り消されなければならない。

支払命令は以下のようなものを包含する。すなわち、

1. 強制執行申立ての表示。
2. 七日以内のすべての執行費用の支払要求を満足させること¹⁾。
3. 強制執行が開始された債権証書の署名を争うとする債務者は、七日以内に執行庁に個別に明確な書面により説明しなければならない、という内容の上訴申立て、あるいは、債務者が債務または債務の一部または執行手段により主張した権利を争いたい場合には、七日以内に執行庁にこれを説明しなければならない²⁾。
4. 異議申立てをせず、債権を支払う債務者に対して、七日以内に執行庁に財産状況について説明する義務を知らしめる伝達³⁾。
5. 債務者が支払命令にも応じず、または、執行の継続をすることに異議申立ても提起しない（すなわち、債権者が差押申立てを申請することができる）場合における命令。

支払命令は二重に交付される。債務者に対する交付と、執行庁に対する交付がこれである。異なる内容においては、債務者に対して送達された証書が基準となる。債権者に対しては、形式的には特定の支払命令の交付が行われる。

1) スイスでは20日間である。

2) 債務者は、債権者の申立てにより、債務者が自らの財産状況について説明するまで（最長三ヶ月）の間は拘禁することができる。

3) スイスでは10日間である。

債務者が七日以内に異議申し立てをせず、七日以内に債務を支払い、執行費用のすべてを支払えない場合には、債権者は差押申し立てを申請することができる。

C. 支払命令に対する異議申し立て（トルコ民事訴訟法62条 - 66条）

債務者は、支払命令の送達後七日以内に異議申し立て（Rechtsvorschlag）提起することができる。支払命令は、執行申し立てにおける債権者の主張のみに基づいている。そのために、債務者が債権者と合意しないか、または条件付でのみ合意している場合には、債務者は、自らに対して主張された債権の回収に対して不服を申し立てることができなければならない。

債務者が支払命令に対して七日以内に異議申し立てを提起する場合には、債務執行は停止される。債務者が債権の一部のみを争う場合には、争いのない金額の執行の継続は可能である。異議申し立ては、債権者に対して執行庁から通知される。

異議申し立ての提起によって、債務者は、訴えおよび執行の範囲内で基準となる内国の住所を申告しなければならない。さもなければ、異議申し立ては、提起されなかったものと看做される。債務者が時間稼ぎの目的で濫用的に絶え間なく外国における住所を申告しないように、かかる規定は変更された。

執行法上の規定が侵害された限りにおいて、債務者は、支払命令の送達を監督官庁において抗告で取り消す権利を有している。

通常は、債務者の争う意思が明らかとなりうる説明であれば、異議申し立てとしては十分である。そのために多くの言葉は不要であり、つまり、「私は異議申し立てを提起する」とするだけで、異議申し立ては適法に提起することができる。

債務者が執行債権の一部のみを争おうとすることがある。このような事案のために、法は、債務者が争いのある金額を正確に申告しなければならないことを規定している。これに対して、「私はそれほど多くの債務を負っていない」という申し立てでは、法的効果のある異議申し立てを提起することはできない⁴⁾。異議申し立ての不許を求める訴えに関しては、異議申し立ての根拠を欠くことはそれほど重要ではない。債務者は、かかる訴えの範囲であらゆる異議申し立てを提起することができる。これに対して、異議申し立ての最終的な提起を求める訴えにおいては、異議申し立てにおいて詳述された理由に拘束されることになる。

異議申し立ては、実体法にもまた執行法にも関係しうるものである。執行法上の異

4) スイスでは、このような事案では債務者の利益のために債権全体が争われているとされる。

議は、以下の二つのグループに纏められる。すなわち、債務に対する異議および署名に対する異議がこれである。署名に対して異議が申し立てられた場合には、債権者は受訴裁判所に対して異議申し立ての不許または執行裁判所に対しては暫定的な異議申し立ての取消を要求することができる。これに対して、債務者が署名に異議を唱えない場合には、債権者は、執行の基礎となっている証書に基づいて受訴裁判所に対しては異議申し立ての不許を、そして執行裁判所に対しては最終的な異議申し立ての取消を申し立てることができる。

この異議申し立てにより債務者は執行を停止する。

D. 支払命令に対する異議申し立ての除去

異議申し立てを除去するためには、債権者はその自らの選択により通常訴訟の方法を採用するか、あるいは、執行開始 (Rechtsöffnung) を選択する方法がある。

債権が証書において証明されている場合には、債権者は執行裁判所において執行開始を申請することができる。しかし、債権者は、執行開始を要請することは義務付けられていない。すなわち、債権者は通常訴訟の手段も選択できる。しかし、債権者が自己の債権を証明する証書がない場合には、債権者は通常訴訟の手段のみを選択することができる。

異議申し立ての不許は、一年以内に、そして異議申し立ての取消は六ヶ月以内に、それぞれ債権者への送達により申し立てられなければならない。

1. 通常訴訟の方法（トルコ民事訴訟法67条）

私法上の債権について適した執行開始証書 (Rechtsöffnungsurkunde) を債権者が利用できない——証書もそのための代位もない——場合には、通常訴訟の手段により債権を主張すること以外に手段はない。債権者は、執行を開始したい場合には、民事裁判官の面前で提訴しなければならない。訴え提起の期限は一年間であり、その際、除斥期間 (Ausschlussfrist) が問題となる。債権者が管轄する通常裁判所に異議申し立ての不許を求めて訴えを提起する場合には、通常の判決手続へ移行する。

裁判所が債務者の異議申し立て全部または一部については理由なしと判断する場合には、裁判所は、債権者によって強制執行申し立てで債務者に要求された債権または同一の債権の相応する一部の支払いについて判決を言い渡す。債権者の利益のために、債務者に対して争われている債権の少なくとも40%の金額の損害賠償判決を言い渡すことは可能である。このような裁判所の判決により、債権者は、強制執行の

継続, すなわち, 債務者の物の差押えを要求することができる。

これに対して, 裁判所が債務者の異議申立てを理由あると看做す場合には, 裁判所は, 債権者が不公正におよび濫用的に執行行為を行ったという要件の下に執行対象となる債権の20%の損害賠償金額まで判決を言い渡す。

2. 執行開始 (Rechtsöffnung) (トルコ民事訴訟法68条, 68条 a, 69条)

債権者が自己の私法上の債権に対して適切な執行開始証書を利用する場合で, 債権者が通常訴訟の手段を行使しようとしなない場合には, 執行裁判所において執行開始を申し立てることができる。執行裁判所における執行開始手続は, 通常訴訟手続よりも簡易なものである。書証のみが証拠方法として提出することができる。すなわち, 他のすべての証拠方法は不適法である。執行開始には二つの種類がある。つまり, 終局的な執行開始と暫定的な執行開始がこれである。

a. 終局的な執行開始 (トルコ民事訴訟法68条)

異議申立ての終局的な取消に関する規定においては, トルコ法とスイス法との間の区別は存在しない。トルコ法においては, 金銭債権の無条件の承認を対象とし, その際にその署名は異議が申し立てられなかった書証も, 管轄の官公庁によってその権限の範囲内において規定どおり発行された公文書も, 異議申立てを終局的に取り消すには十分である。裁判所による執行力のある判決は, 裁判所の判決の執行手続により執行することが可能である。トルコ法では, さらに, 判決の代位, 裁判所の和解, そして, 裁判所の判決としての裁判上の債務承認が有効とされるので, これらによって直接的に裁判所の判決によって執行手続の開始を申し立てることができる。

債権に対する異議申立てがあった場合には, 債権者は, 執行裁判所において終局的な執行開始を要求することができる。債権証書の署名に対する異議申立て事由としての他のすべての異議申立て事由が債権に対する異議申立てを構成する。すなわち, 債務主義, 債務猶予, 消滅時効, 満期満了, 執行庁の管轄違いなどである。執行裁判所は, 執行開始の許可について両当事者を尋問した後にその可否を判断する。

債権者は, 自己の債権を公文書または——債務者が自己の署名を争わなかった場合には——私文書により証明しなければならない。かかる証明は, 異議申立てにおいて明確に主張した限りにおいて立証されるが, その際, 債務者は, 同様に公文書または債権者によって交付された争いのない方法で署名された私文書でもってのみ

債務名義または債務猶予を立証しなければならない。さらには消滅時効の証明も可能である。

債務者が債務名義、債務猶予または消滅時効を相当な方法で立証する場合には、執行裁判所は終局的な執行開始を却下する。それによって債務執行は取り消される。

債務者が債務名義、債務猶予または消滅時効を立証できない場合には、執行裁判所は終局的な執行開始を言い渡す。その後、債権者は、執行の継続、つまり、債務者の物の差押えを要求することができる。

裁判所は、債権者が権利を有することを確認したならば、裁判所は、債務者に対して、異議申し立てがあった金額の20%に相当する金額の支払いのための判決を言い渡す。トルコ法では、これを執行拒絶損害賠償（Ablehnungsschadensersatz）と称している。これに対して、債務者の異議申し立てに理由がある場合には、今度は債権者が執対象物の債権の20%に相当する金額の支払いを言い渡される。

異議申し立ての終局的な取消しを求める申し立てが却下された債権者は、一年以内に異議申し立ての失権を申し立てることができる。一年間の期限が過ぎた場合には、債権者は、裁判所の判決なしでの執行はもはや行うことはできない。むしろ、債権者には、訴え提起の範囲内で債務名義を取得し、その後引き続いて裁判所の判決で執行手続を開始するしか方法は残されていない。

b. 暫定的な執行開始（トルコ民事訴訟法68条 a, 69条）

署名に対する異議申し立ての場合には、通常訴訟の手段を執りたくない債権者は、執行裁判所において異議申し立ての排除のために、暫定的な執行開始を申請することができる。執行裁判所は、かかる場合においては、債務者によって異議申し立ての中で争われた署名の真否についてのみ審理することができる。

執行裁判所が真否確認の後、債務者によって争われた署名がやはり債務者による署名であるとの結論に至った場合には、執行裁判所は暫定的な執行開始判決において、債務者に対して執行対象物たる債権の10%の罰金を命じる。債権者は、債務者の物の暫定的な差押えを行うことができる。

これに対して、執行裁判所が、署名は債務者のものではないとの結論に至った場合には、債権者の執行開始の申し立ては却下される。執行裁判所の判決には既判力が生じないので、債権者は、執行裁判所の却下判決にもかかわらず、通常裁判所において債務者に対して債権を求める訴訟を提起することができる。

債務者は、暫定的な執行開始後、七日以内に通常訴訟の方法で管轄裁判所に債権

を否認することを求める訴えを提起することができる。裁判所が、司法機関の利用が非難しうる方法で不当であると確信した場合には、さらに管轄裁判所は、債権否認の訴えで敗訴した当事者に対して、他方の当事者の利益のために少なくとも争われた債権の20%に相当する金銭給付を言い渡す。

債務者が期限通りに債権否認の訴えを提起せず、または、債権否認の訴えが却下された場合には、債権者は、執行庁において執行の継続、すなわち、債務者の物の差押えを要求することができる。

債権者が、暫定的な執行開始後に暫定的な差押えを要求した場合には、債務者の物が暫定的に差し押さえられる。かかる暫定的な差押えは、七日間の債権否認の訴えの期限経過後ならびに債権否認の訴えの却下後には終局的な差押えとなる。

E. 消極的確認の訴え（トルコ民事訴訟法72条）

執行開始に関する執行裁判所の判決には既判力はない。したがって、債務者は、執行が開始された債権に関して消極的確認訴訟または——支払いの後であれば——返還請求訴訟を提起することができる。

債務者は、債務執行の開始の前後に通常訴訟の手段で管轄裁判所に消極的確認訴訟を提起することができる。すなわち、債権者から主張された債権は原告が債務者ではないという申立てを確認することができる。

執行開始の前に消極的確認訴訟が提起され、その後、債権者が債務者に対して執行を開始した場合には、消極的確認訴訟が係属している裁判所は、債務者（消極的確認訴訟の原告）の申立てにより、執行は消極的確認訴訟が終結するまでは停止するように、事前の措置として仮処分を命じることができる。そのためには、債務者は争われている債権の少なくとも15%に相当する保証金を供託しなければならない。

これに対して、消極的確認訴訟が執行開始後に提起された場合には、仮処分の方法で執行の手続停止を命じることは裁判所には禁じられている。かかる場合には、裁判所は、事前の措置によって、消極的確認訴訟の結果までは売得金は債権者には交付することはできない。かかる事前の措置のためには、債務者は、争われている債権の少なくとも15%に相当する保証を供託しなければならない（上訴の濫用を理由とする可能なサンクションの観点から）。

訴えを提起する態度決定または要求された請求権に関する判決が非難可能である事例では、裁判所は消極的確認訴訟において敗訴した当事者は相手方当事者に対して少なくとも争われている債権の20%に相当する損害賠償を支払わなければならない

い。

事前の措置によって執行の停止が命じられず、債権の満足のために売得金が債権者に払われた場合には、消極的確認訴訟は返還請求訴訟として続行される。

債務者が異議申立てまたは執行裁判所の執行開始判決が提起されないために支払う必要のない債務を支払ってしまったと主張した場合には、一年以内に管轄裁判所における通常訴訟の方法で返還請求訴訟を提起することができる。